

台東区に対する委員からの指摘等

- ① 委員限りの資料については、公開できるものは出来るだけ公開するように調整して、今後委員限りの資料が沢山でないようにして欲しい。

(対応)

提供頂いた情報は原則公開として取り扱いたいと考えており、個人情報保護及び企業秘密の観点から支障がある場合は出来る限り加工又は整理し、公開情報にしていたくようにお願いいたします。

- ② 中間検査や完了検査について機能していないのではないかと。回答願いたい。

- ③ 住民からの検査要望の状況はどうなっているのか。

- ④ 行政から見た民間機関について（検査体制、経営方針等）

- ⑤ 住民対策の費用負担は地方自治体間で異なっているようだが、現状はどうなっているのか。台東区の状況を教えて欲しい。（耐震診断補助、家賃補助、改修補助等）

- ⑥ 確認時に計算の数字だけ見て図面を見ていないのではないかと。特に、曲げモーメント図を見ていないのではないかと。

- ⑦ 欠陥住宅の問題は、実は、構造の欠陥によるものがあるのではないかと。

- ⑧ 建築基準法上の1.0という数値は最低限守るべき数値であり、1.0以上が当たり前と思えるが、このことについてどう考えるか。

- ⑨ 人生1度の買い物を検査・確認するに当たっての心構えを教えて欲しい。

今度のことは、何が原因で、誰に責任があるのか。被害を受けた住民への対応をどうするのか。従来の建築行政はこれで良かったのか。

- ⑩ 今回出席の皆さんの改善策について提案してもらって、それをそれぞれが評価するようにすることが良いのではないかと。

(対応)

台東区の現在の対応策、それと建築確認制度を含め台東区が考える今後の改善策を提示していただきます。また、委員会に出席された4者の改善策が揃いましたら、それぞれについて評価をいただきますのでよろしくお願いします。

## 国交省緊急調査委員会回答（台東区）

- ① 回答済みですが、公開にあたっては再度委員会にて法に適った公開となるよう確認を要望します。

- ② 中間検査及び完了検査については、建築基準法第7条、第7条の3第1項及び東京都の告示に基づいて実施しています。

中間検査の対象は構造に関わらず、3階建て以上（地階を除く）のすべての建物であり、実施時期は木造が屋根工事、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造は1階の鉄骨建て方工事、鉄筋コンクリート造は2階床及び梁の配筋工事、その他の構造は2階の床工事が終了した時点です。また、完了検査は、建物の工事が完了した後に実施しています。中間検査では、目視で鉄筋の適切な配置などを確認し、完了検査では構造を現場で確認することは難しいため、事前に配筋、コンクリート強度及び溶接等の施工状況について報告を求めています。また、必要に応じて、現場における杭や基礎、各階の配筋の目視検査を行っています。

- ③ 住民の方からの確認申請図書の再検査要望は、昨年末の時点で区の確認案件に対しては26件、指定確認検査機関の確認案件に対しては5件が寄せられ、それぞれ再確認をした結果、特に問題はありませんでした。

- ④ 第二回緊急調査委員会にて示された民間確認検査機関の検査体制や経営方針などについては、公民の適切な役割分担も踏まえ、着実に実施されるべきであると考えています。

- ⑤ 今回の事件を踏まえ、台東区では民間確認検査機関による建築確認申請の構造図書に関する再調査助成制度を設けました。対象となる建築物は、住宅又は兼用住宅、共同住宅とし、確認申請の構造図書に関する調査費用の2分の1とし、限度額5万円までを助成しています。今後、問合せの状況を踏まえ、制度の拡充について検討していきます。

- ⑥ 構造図と構造計算書の出力数値との照合と同様、構造審査において曲げモーメント図は、応力状態を視覚的に把握できる点で有効であると認識しています。ただし、現状は曲げモーメントが数値で表現された図書による審査が多い状況です。

⑦ 欠陥住宅の問題は、構造の欠陥によるものもあると推察されます。

⑧ 建築基準法上の 1.0 という数値は、最低限の基準であると認識しています。台東区の審査では、東京都建築構造連絡会監修の「建築構造設計指針」に基づき、より安全となるよう指導しています。

⑨ 検査・確認にあたっては、各職員が住民の方々の生命、健康及び財産を守り、社会の福祉の増進に資するという意識で取り組んでいます。

今回の見逃しの原因や責任については、確認審査制度のあり方や建築士の倫理、構造計算ソフトの信頼性など、様々な要因があったと考えております。

建築行政については、国や東京都などと連携し、審査・検査方法を含め、見直しが必要な部分は見直していくべきであると認識しています。なお、本区の当該案件は未着工でした。

#### ⑩ 台東区の改善策

##### 1. 構造審査方法の厳正化とチェックリストの充実

今回の反省を踏まえ、既に構造計算書としての形式要件の確認や、構造計算の一貫性の確認を審査項目に追加していますが、チェックリストをさらに充実化させ、偽装の防止に努めます。また、構造設計担当者より、設計内容に関する質疑応答や構造設計図書の訂正を行うことを徹底します。

##### 2. 構造審査体制の強化

現在、課の体制を再検討し、常時数名が構造係を支援する体制を組んでいます。今後は、より厳正な確認業務を実施するため、構造担当職員を増員するなどの審査体制の強化を図ります。また、構造的に重大な疑義が生じた申請に対しては、庁内の構造審査経験者を中心とした検証チームを設置し、構造計画や構造計算上のモデル化及び入力条件等の妥当性をより詳細に検証します。さらに必要に応じて、第三者機関（民間建築士事務所協会など）とも連携を図り、再計算等の検証を行う体制を整備します。

##### 3. 構造専門機関との連携強化による専門技術及び実務能力向上

講習会への参加をはじめ、構造設計に関して高い技術力を持つ団体との連携により、職員の専門技術や実務能力、審査能力の育成・向上を計画的に図ります。

#### 4. 構造計算担当者の責任の明確化

現在、東京都と連携し、構造設計担当者の責任を明確にするため、建築計画概要書の「備考」欄に構造設計事務所名及びその所在地を記載しています。

#### 5. その他

既に特別区区長会から国土交通大臣宛に建築確認制度等に関する要望をしています。が、建築主、設計者、構造設計担当者、工事監理者及び工事施工者の役割をそれぞれに明確にするとともに、故意の偽装を想定した、建築基準法、建築士法及び建設業法などの見直しが必要です。

また、偽装ができない信頼性の高い構造計算プログラムや全国共通の簡易に構造計算の検証ができるシステムの開発、構造設計審査基準の統一化も必要であると考えます。